

# 選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社

代表取締役 佐々木 篤史

37

平野 华生

ランチスター施術戦略、情報提供型の購買心理学を基にした翡翠型バーソン別に「売上UPする組みづくり」の営業・共済代理店、營業シニアコンサルタント  
NPO法人セブンスターズ協定インストラクター、地税活性化推進機構登録専門家、NPO法人クリスマスジャー・コンサルタント会員  
<https://sevenstars-consulting.com/>

セブンスターズコンサルティング株式会社

自社として、Aクラスつまり、大口顧客を自社系列の独占・守る先もしくはAaに育てる先については、1回あたりの平均訪問時間数も長く、訪問頻度も多くするという考え方をお伝えしました。

自社として、Aクラスつまり、大口顧客を自社系列の独占・守る先もしくはAaに育てる先については、1回あたりの平均訪問時間数も長く、訪問頻度も多くするという考え方をお伝えしました。

前回はランチエスター式のABC分析＆管理における訪問計画・活動基準の立て方等について解説しました。

今回は、なぜ活動量の確保が大切なのか、そして営業担当者の活動量を増大させるポイント等について解説します。

前回の算出した訪問計画・活動基準による活動

(訪問)量

◎Aクラス(Aa, Ab, Ba):

1回平均 長時間(40分)

×高頻度(1か月に4回)

◎Bクラス(Ac, Bc, Cc):

1回平均 中時間(20分)

×中頻度(1か月に3回)

逆に、取引関係が深いのだから、もっと手を抜いて、取引関係の薄い先に時間を取りた方が良いのです。

では、どうも考えられます。が、Aクラスに時間も手間も掛けるという考え方には心理的にも意味があり

ます。人と人が接する回数が増えるほど好意感や印象が高まる効果を「単純接触効果」とい

うです。

◎その他(新規見込み):状況によるが、Bクラス同様も掛けるという考え方には心理的にも意味があ

ります。人と人が接する回数が増えるほど好意感や印象が高まる効果を「単純接触効果」とい

うです。

それは、「ザイアンスの法則」というもので

「單純接触効果」とい

うです。

そうすると、お客様から相談される機会が増え

るとともに、お客様から入手できる情報も増え

ます。今後、顧客企業の区分ごとの1ヶ月における1回/1社あたりの平均面

談時間数と1社あたりの頻度を訪問計画

します。

次回は、Aa率、カバー率、シェアアップ目標と

話し合いながら、チャレンジして頂きたいと思います。

1. 営業担当者の活動量を

最大化するための方法を

次回のとおりです(図表)

活動量を増大させるポイントとは?  
最も効果が高いのは  
「地域担当制」の早期導入

# 代理店経営情報

## シンニチ 代理店版

競合他社と圧倒的な差をつけられることがあります。また、顧客と関係を強化したい場合、ランチエスター戦略では、戻り時間に加え、特に「多頻度で顧客接点を持つことを重視しています。同じ顧客には、長時間、多頻度で接觸を行つことで、顧客との関係も深まり、信頼関係も強化され、お互いのことを十分に理解した状況で、より良いの

で顧客接点を持つことを重視しています。ほかにもいろいろな対策はあるかと思いますが、最も効果が高い方法は「地域担当制」を早期導入することです。ぜひ参考にしてください。

1. 営業担当者の活動量を最大化するための方法を次回のとおりです(図表)

として、疾病保障保険で被保険者に死亡事故が発生した場合に支払われる配当金を含めた死亡保険金は、みなして相続財産として相続税の課税対象となってきます。通常、保険金の課税関係は、保険料負担者と保険金受取人の関係で決まりますが、この場合、保険料負担者は法人であるものの、相続税額計算の課税関係の判断においては、その保険料は被保険者である役員、使用者が負担したものとして取り扱われるからです(相続税法基本通達3-17「雇用主が保険料を負担している場合」)。つまり、保険料負担者=役員、使用者、被保険者=役員、使用者、保険金受取人=役員、使用者の遺族となる課税関係になるわけです。

さて、ご質問者はもう一つ、保険事故発生まで配当金積立金として資産計上してきた配当金の税務取扱いを尋ねています。配当金に関しては保険事故により保険金が被保険者側に支払われることになり、本来法人が受け取るはずの権利が消滅することになります。従って、資産計上している配当金積立金があれば、これを取り崩す(損金算入)ことになります。

## 知ってトクする 税務情報

1075

# 保険金と一緒に受け取る配当金 相続税法基本通達3-8を手掛かりに

「法第3条第1項第1号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料の額で、当該保険契約に基づき保険金とともに当該保険契約に係る保険金受取人(共済金受取人を含む。以下同じ)が取得するものを含むものとする」

これは、みなして相続財産となる死亡保険金とともに支払われる剰余金や払戻しを受ける前納保険料等は、保険事故発生前に契約者に支払われることになっていることがありますから、本来の相続財産として保険金受取人が取得するのではないかと誤解している人もいますが、そうではなく、死亡保険金と同様、みなして相続財産になることを明らかにしています。

### 保険金と一緒に受け取る配当金の取扱い(法人)

保険事故が発生するまで、それまでの配当金を「配当金積立金」として資産計上しているはずです。この配当金は契約者である法人に受け取る権利がありますが、保険事故が発生した場合には契約が消滅し、配当金は保険金とともに保険金受取人に支払われることになります。

従って、法人は資産計上している配当金積立金を取り崩す(損金算入)ことになります。

●仕訳

雑損失 ×××

配当金積立金 ×××

Q 当社では、当社を契約者、役員・使用者を被保険者、保険金受取人を役員・使用者およびその遺族とする有配当の疾病保障保険に加入しています。配当金の課税取扱いについてご教示願いたいです。この契約では、保険金とともに配当金が保険金受取人へ支払われることになっていますが、これは課税所得となるのでしょうか。また、保険金の支払いにより当社は配当金を受け取る権利を失います。それまで資産計上してきた配当金積立金はどのように処理すればよいのでしょうか。

### ① 剰余金・前納保険料は保険金と同様

A まず、疾病保障保険から支払われる保険金の税務取扱いですが、これは所得稅施行令第30条第1項第1号に掲げる「身体の傷害に基づいて支払いを受けるもの」に該当するとされ、所得稅法上、非課稅所得として取り扱われます。また、この取扱いは傷害を受けた被保険者本人が受け取った場合に限らず、被保険者の配偶者やその他の親族が受け取った場合も同様に非課稅所得とされることになっています。ただし、これを受け取った配偶者や親族が、この保険金を自分のものとして使ってしまったときは被保険者から贈与があったものとされる可能性があるのですが、注意が必要です。

ところで、医療保険において被保険者が死亡したり、例えば3大疾病保障保険で3大成人病に罹患して死亡保険金と同額の保険金が支払われたりした場合には、契約が消滅します。

その際、保険金とともに配当金が保険金受取人に支払われます。この配当金の税務についてどのように考えるかが問題となってしまいますか?明確な定めはなく、相続税法基本通達3-8にその手掛かりがあります。そこには、保険金と合わせて支払われる剰余金等について次のように定めています。

「法第3条第1項第1号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料の額で、当該保険契約に基づき保険金とともに当該保険契約に係る保険金受取人(共済金受取人を含む。以下同じ)が取得するものを含むものとする」

これは、みなして相続財産となる死亡保険金とともに支払われる剰余金や払戻しを受ける前納保険料等は、保険事故発生前に契約者に支払われることになっていることがありますから、本来の相続財産として保険金受取人が取得するのではないかと誤解している人もいますが、そうではなく、死亡保険金と同様、みなして相続財産になることを明らかにしています。

このようにして、ご質問者はそこまで尋ねていませんが、この通達には「保険金とともに支払われる剰余金等については、保険金に含めてみなし相続財産とする」という考え方があります。また、国税庁のHP「保険と税」の「配当金等を受け取ったとき」にも「契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります」とあります。

このようなことから、ご質問者の配当金は保険金に含めて判断する、つまり非課稅所得にしてもよいのではないかと思われます。それが、疾病保障保険の趣旨にも沿うことになると見えます。